

企業局東部事務所太陽光発電所ほか 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 目的

鳥取県が設置した東・中部地区太陽光発電所の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために関連法令に基づき保安管理業務を行う。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称 別紙1のとおり
- (2) 事業場の所在地 別紙1のとおり
- (3) 電気設備の概要 別紙1のとおり

4 保安管理業務の内容

受注者は、別紙1に示す事業場（以下「各事業場」という。）の電気主任技術者として保安規程に基づいた保安管理業務を実施するものとし、その具体的実施基準は別紙2「自家用電気工作物の保安管理業務細目書」及び別紙3「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。（平成15年経済産業省告示第249号（改正令和4年12月24日経済産業省告示第202号）（以下「告示第202号」という。）及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（改正20230801保局第4号令和5年9月1日）に適合するものとする。）

5 一般共通事項

(1) 諸法規の遵守

委託業務に適用される関連法令を遵守しなければならない。

(2) 主任技術者変更に伴う手続き

ア 契約の履行上必要な中国四国産業保安監督部長への初回申請の諸手続きは、受注者の責任において、保安管理業務外部委託承認申請書および保安規程届出書を速やかに作成し、提出するものとする。

なお、必要に応じて受注者は発注者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きに関する助言を行うこと。

イ 上記アの申請が承認を得られなかった場合又は取消しになった場合、発注者は委託業務に係る契約を一方的に解除できるものとする。

(3) 業務管理担当者

ア 発注者は、本業務の施設管理担当者（以下「業務管理担当者」という。）を選任し、受注者へ通知するものとする。業務管理担当者を変更するときも、同様とする。

イ 業務管理担当者は、本業務の範囲内において、受注者又は業務責任者に対する指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(4) 業務責任者

ア 受注者は、契約締結後速やかに業務責任者及び事業場毎の電気主任技術者を選任し、その氏名を業務責任者及び電気主任技術者選任（変更）通知書（仕様書様式第1号）及び主任技術者免状の写しを発注者に提出しなければならない。

なお、業務責任者及び電気主任技術者を変更したときも同様とする。

イ 業務責任者は、太陽光発電施設を熟知した技術者で本業務の技術上の管理及び統括を行うこととする。

ウ 業務管理担当者からの指示、協議等は、原則として業務責任者が対応するものとする。

エ 点検（月次・年次）の現地作業実施にあたっては、2人以上で実施することとする。

(5) 保安業務従事者

委託業務のうち、資格による作業規制のあるものについてはその資格を有する保安業務従事者が作業を行わなければならない。

(6) 提出書類

受注者は、以下の書類を定められた期限内に指定された部数提出する。

提出書類	提出期限	部数
①業務責任者及び電気主任技術者選任（変更）通知書 （仕様書様式第1号） ※有資格を証する資料を添付すること	契約後速やかに	2
②業務計画書（参考様式1参照） 業務計画書には次の事項を記載する。 ア 委託業務内容 イ 業務実施体制 （参考様式2参照） ウ 実施工程表 エ 故障・事故・災害等の緊急時の連絡体制 （参考様式3参照） オ 点検作業要領 カ 安全管理 キ その他必要な事項	契約後速やかに	2
③協議議事録	協議後速やかに	1
④点検表（速報） ※必要な場合は写真を添付	保守点検日毎速やかに（メール提出可）	1
⑤点検報告書 点検日時、臨機の処置、所見、点検表等をまとめたもの ※様式は受注者の標準様式とする	月毎にすべての保守点検完了後速やかに	1
⑥業務完了通知書	四半期毎に業務完了後速やかに	1
⑦その他必要な書類	適時	

(7) 業務留意事項

ア 受注者は、各事業場の運営等に支障を生じないように、作業日時、作業方法を業務管理担当者と十分協議すること。

イ 点検作業時に不良箇所を発見した場合は、直ちに業務管理担当者に報告して指示を受けること。なお、不良箇所の修理に費用を要する場合は、別途協議によるものとする。

- ウ 発注者の都合（工事等）により、保守点検日を調整変更する場合がある。
- エ 積雪期の降雪量によっては点検日を調整変更する場合がある。
- オ 対象施設に立ち入る際は、事前に施設管理担当者と調整の上、行うこと。
（一部施設において別途申請が必要）

(8) 完了報告及び検査

受注者は各年度の四半期ごとに委託業務を完了した後、速やかに業務完了通知書（仕様書様式第2号）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(9) 業務委託料の支払

ア 受注者は、前項の検査に合格したときは、速やかに当該検査対象部分に係る業務委託料の請求書を発注者に提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。ただし、発注者が業務委託料の支払いを行わないことに正当な理由があるときはこの限りでない。

6 安全管理

(1) 安全の確保

委託業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するものとする。

(3) 保護具、防護具の使用

受注者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具（以下「防護具」という。）、絶縁用保護具（以下「保護具」という。）を使用すること（労働安全衛生規則第342条、343条）。そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受注者は防護具、保護具の定期自主検査（6か月に1回以上）を実施し、その絶縁性能が維持されていること。又、自主点検の記録は発注者の求めがあったときに直ちに開示すること。

7 その他業務特記事項

(1) 絶縁監視装置について、受注者は、高圧受電の需要設備にあつては、「主任技術者制度の運用について」に適合する絶縁常時監視装置を、発注者と協議の上設置することができる。設置する場合はサイバーセキュリティ対策について協力すること。

発注者は当該絶縁監視装置を設置する場合の場所の提供、電灯・電話配線等の既存施設の利用について便宜を図ることとする。

なお、設置した絶縁監視装置は委託期間の完了後撤去すること。ただし、受注者が引き続き次回の委託者となる場合は、この限りではない。

(2) 別紙1「保安全管理業務の対象事業場」に記載された該当する施設に対し、フィルター清掃（別紙4）を行うこと。（年1回）

(3) 受注者は、電気事故・故障の発生又は発生するおそれのある連絡を発注者から受けた場合は、連絡を受けたときから2時間以内に発注者から連絡のあった各事業場へ到着し、対応にとりかからなければならない。

(4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者

と受注者が協議して定めるものとする。